

AIPPI・JAPAN



Office Address  
AIPPI JAPAN  
4F, Yusei Fukushi Kotohira Bldg.  
14-1, Toranomom 1-chome,  
Minato-ku Tokyo,  
105-0001, Japan  
Telephone : 81 3 3591-5301  
Facsimile : 81 3 3591-1510  
E-mail : japan@aippi.or.jp

---

International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

---

韓国特許庁  
デザイン審査政策課 御中

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴国のデザイン保護法 全部改正法律案について意見を述べる機会を設けて頂き感謝申し上げます。

全世界で、8000人の会員を擁する AIPPI (International Association for the Protection of Intellectual Property) の日本における部会である AIPPI・JAPAN は、1100名の会員(個人会員900名、団体会員200名)を擁しております。会員には、弁理士、弁護士、企業、学者が含まれます。

AIPPI・JAPAN で、ご提示いただいたデザイン保護法全部改正法律案について検討を行い、添付の通りとりまとめさせていただきました。  
ご検討のほど、宜しくお願い致します。

敬具

2012年10月15日  
AIPPI・JAPAN  
会長 片山 英二

平成24年10月15日

## 「韓国デザイン保護法案全部改正法律案(意見募集稿)」に対する意見

AIPPI・JAPAN

### 1. 意見の骨子

- 
- 95条1項4号…当該条文に規定される「引用」の意義を明確に示す規定を入れることを希望する。
  - 2条1項3号…グラフィックデザインの保護に関して、登録要件の判断が厳格に行われることを希望する。
- 

### 2. 意見の説明

#### ■[95条1項4号]

法律案の第95条1項は、デザイン権の効力が及ばない範囲として、「①デザイン権の効力は、次の各号のいずれかに該当する事項には及ばない。」と規定した後、第4号において、「教育、引用又は時事報道を行うための登録デザイン又はこれに類似するデザインの実施。ただし、デザイン権者の正当な利益又は登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの通常の実施を不合理に阻害する場合には、デザイン権の効力が及ぶ。」と規定します。

この規定に基づきますと、デザイン権の効力は、教育、引用又は時事報道を行うための登録デザイン又はこれに類似するデザインの実施については、及ばない、と明示しながら、デザイン権者の正当な利益又は登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの通常の実施を不合理に阻害する場合には、デザイン権の効力が及ぶこととなります。なお、デザイン権者は、法律案の第93条にもとづき、業として登録デザイン又はこれに類似するデザインを実施する権利を独占できます。

同法律案の2条1項8号において、「「実施」とは、デザインに関する物品を生産、使用、譲渡、貸与、輸出若しくは輸入し、又はその物品を譲渡若しくは貸与するために申出(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同様)をする行為をいう。」と規定しています。すなわち、登録デザインが物品の形状、模様、色彩又はこれらを結合したものである場合は、従来の解釈を踏襲することができますし、登録デザインが書体に関する場合は、法律案の第95条2項が書体に関するデザイン権の効力に関する制限規定となっていますので、混乱を招くことはないと思われます。しかしながら、登録デザインが本法律案で新たに対象となった、グラフィックデザインである場合、当該登録デザインを使用すれば実施になります。したがって、当該実施が引用目的の実施となるかどうかを明確に判断する根拠、すなわち、「引用」の定義が法律上、明記されるこ

とが必要と考えます。

#### デザイン保護法における「引用」の定義の明示の必要性

①企業では、社内のプレゼン資料の作成・公表行為、写真撮影において、グラフィックデザインを使用することが多々あります。活発な産業活動を維持するためには、当該グラフィックデザインが登録グラフィックデザインである場合、実施に含まれてしまうのか、あるいは引用の範囲なのかについて、明確な指針が必要であると考えます。

②グラフィックデザインという、紙や画像という簡便な媒体に表示され誰でも容易に入手できるような対象は、権利効力が及ばない範囲が明確に定義されていない場合において、自覚なく、登録デザイン権を侵害するような善意の侵害者を増やすこととなる虞があります。引用についての明確な定義が必要と思料します。

#### ■[2条1項3号]

法律案の第2条1項3号は、今般の改正において導入されるグラフィックデザインの定義規定です。改正により、グラフィックシンボル、ロゴ、飾り、表面の文様等を含むグラフィックデザインが登録されることとなります。製品との関係が薄いと思われるこれらグラフィックデザインが正しく権利行使されるためには、登録要件に関して厳格な判断を行うよう要望します。

以上